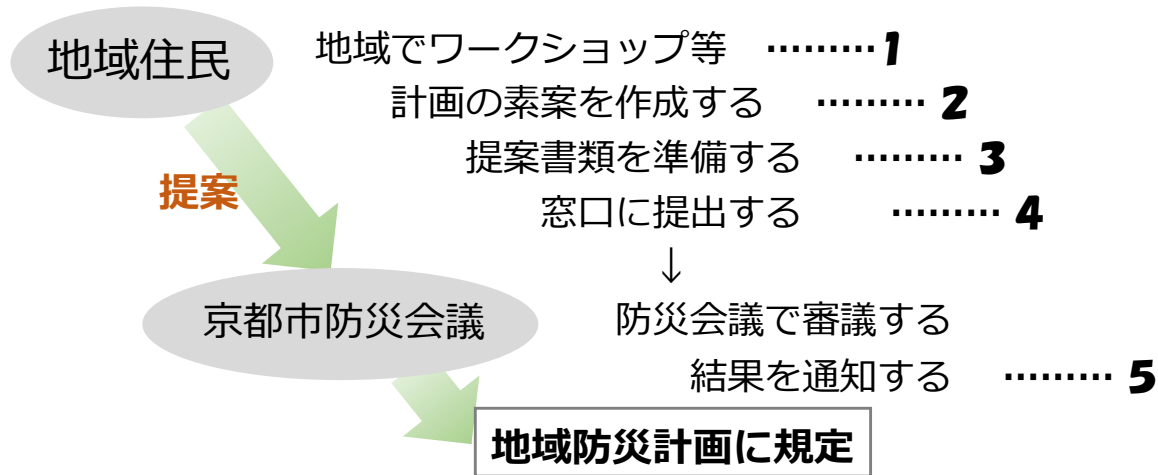


地区防災計画の計画提案について

「計画提案」とは同じ災害リスクを抱える一定の地域の皆さんが、その地域の特性等を踏まえて作成する**防災活動に関する計画**を、**地区防災計画**として京都市地域防災計画に定めるよう、共同して京都市防災会議に**提案できる制度**です。


これにより行政はその計画を把握することができ、また、地域の皆さんは計画提案を目標にした地域での話し合いを通じた信頼関係をもとに計画を作成して、**一人一人の生き抜く力の向上、地域全体の防災力の向上**を目指すことができます。


～ 作成から規定までの流れ ～




1 地域でワークショップ等

まずは地域の特性と共通する災害リスクを確認し、どのような防災活動ができるのかを地域の皆さんで話し合いましょう。地区防災計画の作成に当たっては、下記を参考にしてください。

- 地区防災計画ガイドブック令和7年（2025年）4月内閣府防災担当 ▶ 

- 地区防災計画ガイドライン平成26年3月内閣府防災担当 ▶ 


- 内閣府防災情報のページ みんなでつくる地区防災計画 ▶ 



2 計画素案作成

災害時に「誰が何をどれだけどのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要です。

また、京都市全域の防災の指針となる「京都市地域防災計画」、各学区自主防災会の「防災行動マニュアル」、「避難所運営マニュアル」があります。これらの計画と矛盾や齟齬が発生しないよう確認の上、作成してください。

- 「京都市地域防災計画」 ▶ 

- 「防災行動マニュアル」「避難所運営マニュアル」
お住いの地域の自主防災会にお尋ねください。

3 提案書類準備

(1) 地区防災計画提案書（第1号様式）▶



記入例を参考に作成してください。
地区防災計画提案書には、共同して提案する全員の名簿を添付してください。
（おひとりで提案することはできません。）

(2) 地区防災計画の素案

(3) 提案者が地区居住者等であることを証する書類

共同して提案する方全員について、下記のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ①住民票（個人番号の記載のないもの）
- ②運転免許証
- ③パスポート
- ④マイナンバーカード（表面のみ）
- ⑤法人の場合は、法人の登記事項証明書等

(4) その他必要と認める書類

地区防災計画の作成に関する会議の議事録、参加者名簿、その他計画作成の過程を説明する資料等、地区居住者等の合意のもとに作成された計画であることを証する書類等

4 提出窓口

行財政局防災危機管理室

住所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎 4階
電話：075-222-3210
時間：平日午前8時45分～午後5時30分

5 結果通知

提案された地区防災計画素案の京都市地域防災計画への規定について、決定した内容を代表者へ通知します。

提案書に記載された代表者の住所宛に通知書を郵送します。



地域防災計画に規定された後は…

- 1 地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければなりません。
- 2 毎年、防災訓練等を通じて、課題の把握、計画の検証を行い、必要に応じて計画の修正を行ってください。
- 3 活動が継続できていないと判断した場合は、地域防災計画への規定を取り消すことがあります。



お問合せは、京都市行財政局防災危機管理室へ